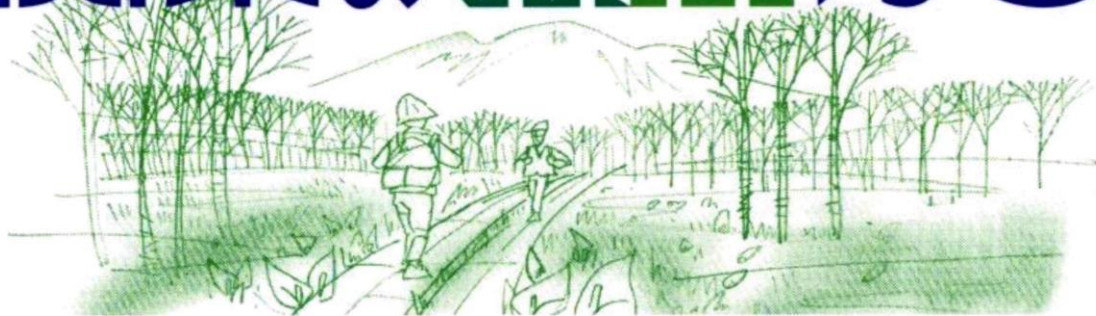


令和6年2月1日

第236号

関東の森林から



国民の森林・国有林

関東森林管理局

前橋市岩神町4-16-25
TEL.027-210-1158
<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/>



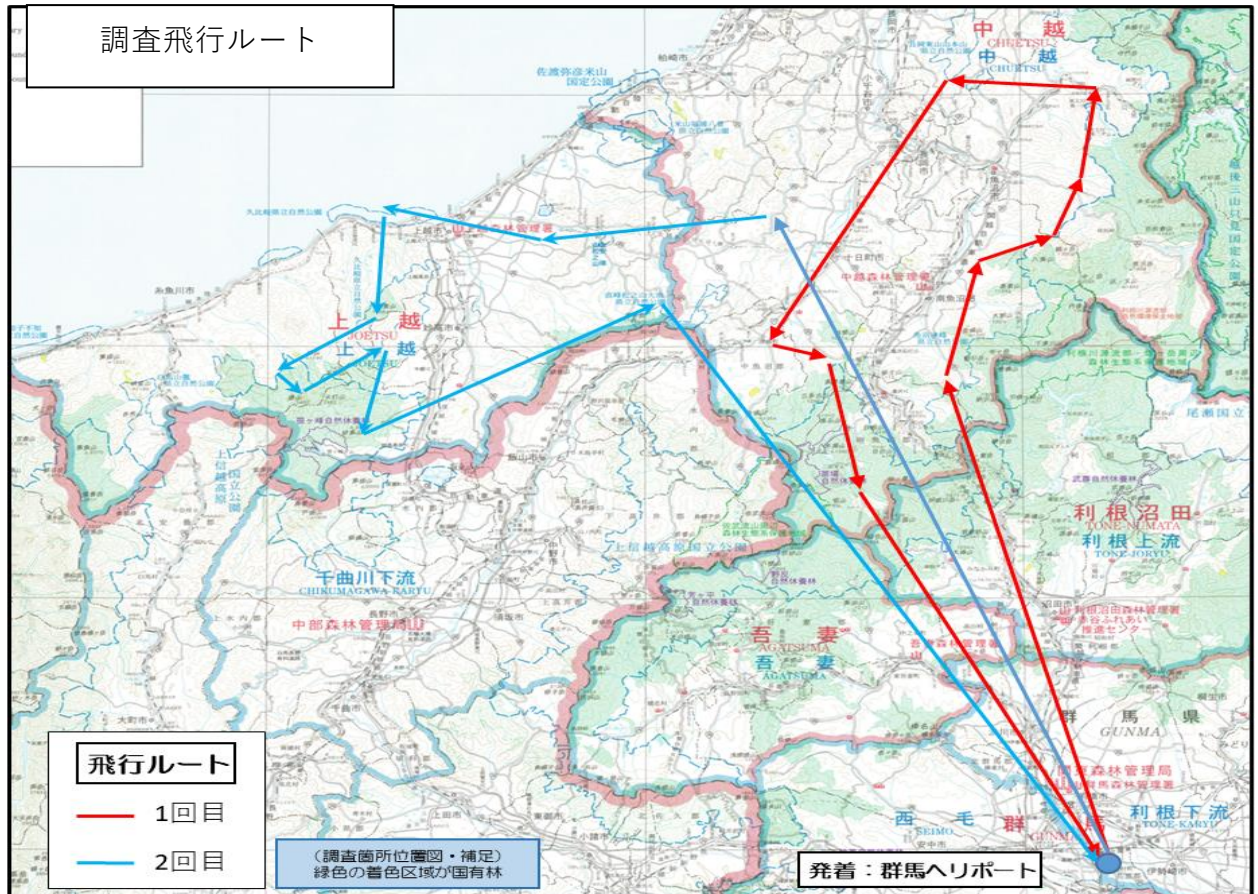
犬吠埼灯台から望む君ヶ浜国有林（千葉県銚子市） 千葉森林管理事務所

令和6年能登半島地震への関東森林管理局治山課の対応	治山課・・・2
山地災害に備えた災害対応と治山技術向上の取組	治山課・・・3
国有林野等所在市町村長有志協議会の開催	企画調整課・・・5
相続土地国庫帰属制度	保全課・・・7
森づくり最前線 茨城森林管理署高萩森林事務所地域統括森林官 川島光広	・10

令和6年能登半島地震へ関東森林管理局治山課の対応

治山課

令和6年1月1日16時10分頃に石川県能登地方でM7.6（最大震度7）の地震が発生し、関東森林管理局管内では新潟県長岡市で震度6弱のほか新潟県内を中心に広い範囲で強い揺れを観測しました。関東森林管理局では、新潟県内の民有林や国有林での新たな山腹崩壊や雪崩の発生状況を把握するため、1月5日、新潟県と合同でヘリコプターによる上空からの調査を実施しました。



調査の結果、大規模な山腹崩壊や雪崩の発生は確認されませんでしたでしたが、民有林内において小規模の崩壊が発生を確認しました。調査結果は新潟県へ情報提供しています。



上空からの調査状況



フライト前の打合せ状況



【上越市名立区横畑地内（私有林）】
小規模な山腹崩壊を確認



【妙高市大字関山地内（国有林）】
治山施設等の被害は確認されず

今回のヘリコプター調査では確認できなかった地表の亀裂が要因となって、崩壊等が新たに発生する可能性があります。これから春の融雪時期を迎えるにあたり、引き続き現地の状況を注視のうえ、県や市町村と情報を共有してまいります。

山地災害に備えた災害対応と治山技術向上の取組

治山課

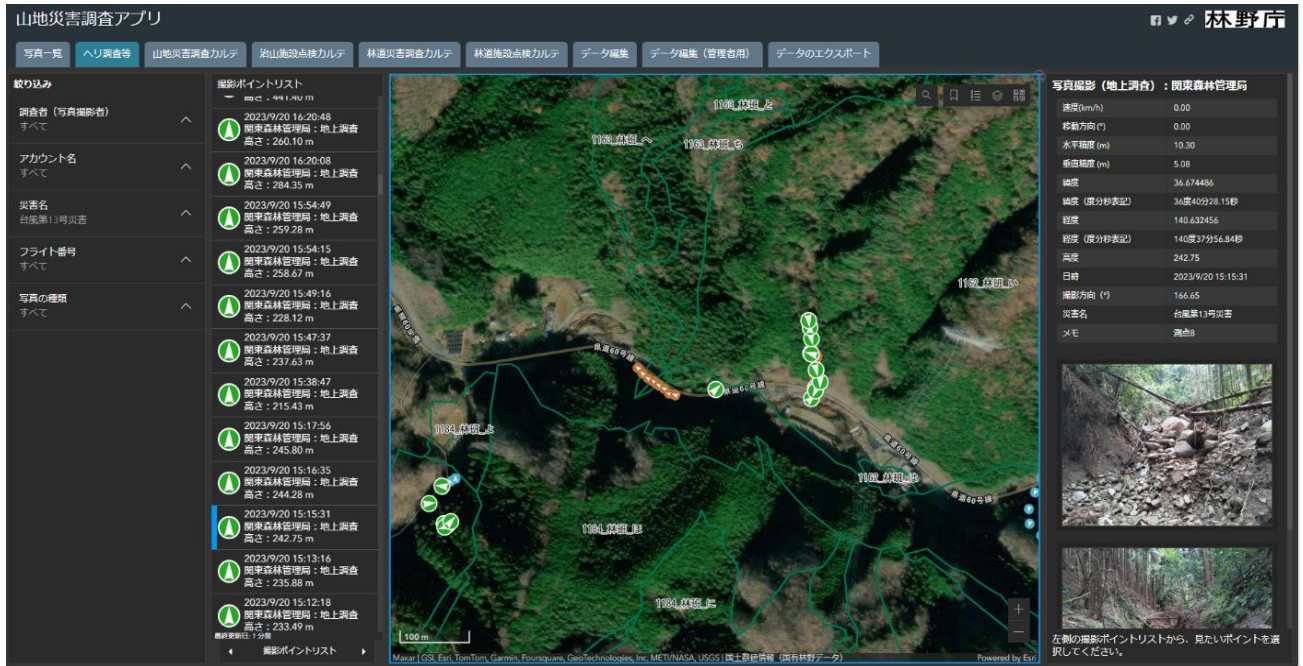
近年、気候変動の影響により全国各地で台風や集中豪雨による甚大な災害が発生しています。関東森林管理局管内においても、令和元年に東日本台風により広域に甚大な災害が発生したほか、令和4年には線状降水帯にともなった大雨により、新潟県村上市・関川村で局地的ですが多数の山腹崩壊地な災害が発生しました。最近の豪雨災害は、これまで山地災害が比較的少なかった地域においても発生する傾向にあり、地域に関わらず災害発生リスクが高まっています。

災害発生時には、被害状況の迅速な把握が求められます。林野庁では、被害調査の効率化や速やかな情報共有を可能とする「山地災害調査アプリ」（以下「アプリ」という。）を開発し、令和4年度から本格的に運用しています。関東森林管理局では、このアプリの操作や災害発生を想定した実習、治山技術の向上を図るため、「山地災害復旧事業現地検討会」を2回にわたり実施しました。本号では第2回の実施状況をお伝えします（第1回検討会は令和5年8月号（第230号）に掲載。）

第2回の現地検討会は、令和5年8月の3日間、静岡森林管理署管内の静岡県駿東郡小山町において20名が参加して実施されました。地元の小山町役場からの参加もありました。

アプリを現地調査に用いることにより、オンラインの閲覧サイトにおいて、現地写真やその位置情報、写真撮影方向、調査ルート軌跡など現地の状況をリアルタイムで共有・把握することが可能となります。また、位置情報を活用した簡易な測量ができるなど、このアプリは災害対応に幅広く使えるツールです。

現地検討会では、災害発生を想定し、荒廃渓流内でアプリの操作を実習するとともに、現地の特徴を多様な視点で調査しながら、復旧計画を作成するための意見交換を行いました。



アプリの操作実習



現地での意見交換

また、今回、多数の若手職員が参加したことから、治山技術の向上を図る観点で、様々な工法が施工された治山現場を見学しました。

小山地区は、富士山の火山噴出物であるスコリアが厚く堆積する地域です。現地発生土を活用した治山ダム工や、固結度が弱く浸食されやすいスコリア土壌の特性を考慮して雨水を浸透させながら緑化させる山腹工などを実施しています。各地からの参加者にとって幅広い知識を得る良い機会となりました。



治山ダム工の現地視察（大日沢地内）

若手職員が増加する中、関東森林管理局においては森林土木の技術者の底上げが急務となっています。治山技術の継承と併せて、アプリをはじめとしたICT技術の活用による効率的な災害対応ができるよう、引き続き技術者育成に取り組んでまいります。

国有林野等所在市町村長有志協議会の開催

企画調整課

(国有林野等所在市町村長有志協議会について)

「国有林野等所在市町村長等有志協議会（以下「協議会」という。）」は、国有林野等の所在する地域の市町村長と森林管理署長等で構成しており、関東森林管理局管内の176市町村を19ブロックに分けて地域ごとに協議会を設立し、各森林管理署等に事務局を置いています。

協議会では、地域社会と国有林野事業の連帯の強化を図り、地元農山村の社会経済の発展と国有林野事業の円滑な遂行に寄与することを目的として、市町村長等との意見交換を実施しています。

(令和5年度の協議会等の開催)

今年度の協議会は、10月23日の福島県中通り地区を皮切りに、1月末までに栃木県、茨城県、福島県浜通り地区、新潟県、静岡県、福島県会津地区、群馬県利根沼田地区において順次開催しました。

各地域の協議会では、関東森林管理局から森林環境譲与税の活用、各森林管理署から署の取組事項などについて情報提供し、県や各市町村からも地域の取組などについて情報提供いただき、意見交換しました。

また、12月21日には関東森林管理局において、各協議会の代表市町村長と意見交換等を行う「国有林野等所在市町村長等有志連絡協議会を開催しました。



挨拶する志知関東森林管理局長
(福島県中通り地区の協議会)



茨城県地区の協議会



福島県浜通り地区の協議会

意見交換においては、

- ・森林環境譲与税の活用方法など、今後の森林・林業行政を進めていくうえで参考となる情報がほしい
- ・国有林の伐採に当たっては、景観に配慮した伐採方法を検討してほしい
- ・ニホンジカ等の有害鳥獣捕対策について、連携した取組をお願いする
- ・再造林の低コスト化について、国有林の知見や実証事例等の情報共有をお願いする
- ・ナラ枯れによる被害が拡大しており、情報共有や連携強化をお願いする
- ・災害に強く持続可能な森林管理のため、治山や林道整備に関する計画的な予算措置をお願いする
- ・人材がいなことや事業者の育成が大きな課題であり、支援策などを教えてほしい
- ・防災の観点から継続的な森林施業をお願いする
- ・地域の伝統的工芸品の原材料の確保が課題であり、伝統工芸の継承について協力してほしい
- ・林政、林務に精通した職員が少ないため、定期的な研修会などを行ってほしい

等のご意見・ご要望をいただきました。

関東森林管理局では、協議会を通じていただいたご意見・ご要望を踏まえ、地域社会と連携した国有林野の管理経営に取り組んでまいります。



相続土地国庫帰属制度

保全課

1. 「相続土地国庫帰属制度」とは

相続土地国庫帰属制度は、相続等により土地を取得した者が、その土地を手放して国に帰属させることを可能とする制度として、令和5年4月27日から始まりました。

この制度は、自らが望まない形で土地を取得した所有者の負担感の軽減、管理の不全化や所有者不明土地の発生を抑える観点から導入されたものです。

申請は法務局で受け付けますが、受け入れる国側に過度な負担がかかるものについては申請できません。具体的には、その土地に建物が存在する場合、有害物質で汚染されている場合、境界が明らかでない場合、担保権・使用収益権が設定されている場合などは、申請ができずに却下されます。

また、申請が受理された土地についても、申請の土地が、崖(30度以上・5m以上)である場合、土砂災害等の防止工事が必要な場合、隣接土地所有者と争訟が必要な場合など、通常の管理や処分当たり過分の費用・労力を要する場合については、国庫への帰属が承認されません。

国庫への帰属が承認された土地は、申請者が負担金を納付すると、その時点で土地の所有権が国に移転し、国において所有権移転登記を行った上で、国がその土地を管理していくことになります。

相続土地国庫帰属制度 (概要)

R5.4.27 施行

<p>背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 土地利用ニーズの低下等により、土地を相続したものの、土地を手放したいと考える者が増加している。 ② 相続を契機として、土地を望まず取得した所有者の負担感が増しており、管理の不全化を招いている。 	<p>★土地問題に関する国民の意識調査 (出典：平成30年国民意識調査) 土地所有に対する負担感 負担を感じたことがある又は感じと思う 約42%</p>	
<p>相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律(令和3年法律第25号) 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令(令和4年政令第316号)</p>		<p>★令和2年法務省調査 土地を所有する世帯のうち、土地を国庫に帰属させる制度の利用を希望する世帯 約20%</p>
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 相続又は遺贈(相続人に対する遺贈に限る。)により取得した土地を手放して、国庫に帰属させることができる制度を創設。 → 将来的に土地が所有者不明化し、管理不全化することを予防することが可能になる。 ➢ 管理コストの国への転嫁や土地の管理をおろそかにするモラルハザードが発生するおそれを考慮して、一定の要件を設定し、法務大臣が要件について審査を実施(帰属法2Ⅲ、5Ⅰ)。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 土地の要件 通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地は不可 例) 建物がある土地、土壌汚染がある土地、危険な崖がある土地、他人によって使用される土地 など</p> <p>(2) 負担金等 土地の性質に応じた標準的な管理費用を考慮して算出した10年分の土地管理費相当額の負担金の納付が必要(帰属法10Ⅰ) ※その他申請時に、審査に要する実費等を考慮して政令で定める審査手数料の納付も必要。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 国庫に帰属した土地は、普通財産として、国が管理・処分 <ul style="list-style-type: none"> ・ 主に農用地として利用されている土地、主に森林として利用されている土地 → 農林水産大臣が管理・処分(帰属法12Ⅰ) ・ それ以外の土地 → 財務大臣が管理・処分(国有財産法6) 		
<p>手続イメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>1 承認申請</p> <p>【申請権者】 相続又は遺贈(相続人に対する遺贈に限る)により土地を取得した者 ※共有地の場合は共有者全員で申請する必要あり</p> <p>※申請時に測量の実施や境界確認書の提出は不要(土地の範囲を示せば足りる)とする方向で検討中</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>2 法務大臣(法務局)による要件審査・承認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実地調査権限あり ・ 国有財産の管理担当部局等に調査への協力を求めることができる ・ 運用において、国や地方公共団体に対して、承認申請があった旨を情報提供し、土地の寄附受けや地域での有効活用の機会を確保 </div> <div style="width: 30%;"> <p>3 申請者が10年分の土地管理費相当額の負担金を納付</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">↓</p> <p>4 国庫帰属</p>		

2. 森林管理局・署による審査協力

申請土地の審査業務は法務局が実施しますが、森林については、森林管理局・署が現地調査に協力することとなっています。申請のあった土地が森林であるか否かの調査を行った上で、現地の状況から人工林・天然林・竹林・伐採跡地・未立木地の別を判断します。間伐の実施が確認できない人工林(=手入れ不足の人工林)や標準伐期齢未満の天然林(=若齢な天然林)、定期的な伐採が必要と見込まれる竹林、伐採跡地は、原則として不承認と判断します。



法務局との合同調査

3. 関東森林管理局管内の申請状況

帰属対象となった森林

関東森林管理局管内(1都10県)では、令和5年末時点で申請件数が436件、このうち森林として申請されたものは43件となっています。

これらの申請について、順次、現地調査を実施しており、これまでに3件について承認の意見を法務局へ提出し、すでに1件が国へ帰属しています。



○ 栃木県 1



○ 栃木県 2



○ 栃木県 3

帰属対象とならなかった例



× 登記上は山林ですが・・・



× 竹林は管理にお金が掛かります



× 崖は問題外です

4. 今後の管理

国に帰属した森林については、森林管理局・署が年に1回の巡視と5年に1回の境界明示など、土地（森林）の定期的な管理を行いつつ、必要に応じて貸付や売払などの事務に対応することになります。



残念ですが

~こういう森林は帰属できません~

1. 伐採跡地(木を伐った後)
2. 標準伐期齢に達していない(保育が必要)
3. 境界がはっきりしていない
4. 隣接地に危険を及ぼす木竹がある
5. 公道や水路が含まれている

相続土地国庫帰属制度の詳細は法務省のホームページをご覧ください。
また、お問い合わせはお近くの法務局へお願いします。

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00454.html



今月の表紙 犬吠埼から望む君ヶ浜国有林

君ヶ浜国有林は、千葉県北部にある銚子市の犬吠埼一帯に位置し、88%が防風保安林と潮害防備保安林に指定されています。背後に広がる住宅や農地を強風や潮害から守るため、重要な役割を担っております。

また、保健保安林、水郷筑波国定公園、犬吠埼風致地区にも指定されており、地元市民を中心に保健休養の場として利用されています。

千葉森林管理事務所では、この海岸防災林を松くい虫の被害から守るため、薬剤の地上散布や衛生伐を実施しています。



松くい虫による松枯れ



薬剤の散布



枯れ木などの燻蒸処理

森づくり最前線

茨城森林管理署 高萩森林事務所 地域統括森林官 川島光広

私が担当している「高萩・中戸川」森林事務所は、横川と中戸川森林事務所が合併して中戸川森林事務所になった経緯もあり、管理面積は約4,500haです。

令和5年4月に高萩森林事務所へ着任して最初に驚いたことは、1つの小班が20haを超える箇所もあるなど、小班の面積が大きいことでした。また、事業実行のスピードが早いので、箇所数の多さも相まって進行管理がとても大変です。

そこで、活躍するのがドローンです。特に、下刈などの進行管理には欠かせないアイテムです。しかしながら、ドローンの配備が高萩地区の5森林事務所に対し1台なので、今後のドローン配備の充実が待ち望まれるところです。

さて、赴任後、なんとか落ち着いてきた令和5年9月8日の夜半過ぎ、台風13号通過に伴う線状降水帯が茨城県北東部で発生し、特に高萩市から日立市にかけて甚大な被害が発生しました。

中でも、日立市の土砂崩れなどがテレビで盛んに報道されましたので、記憶に新しい方もおられると思います。現在も、国有林と隣接する民有地に土砂が流れ込んだ案件など、まだまだ対応が続いている状況です。これに加え、林道等が通行できなくなった影響から中止となった事業もあります。次年度の事業に支障のないよう、林道修繕等の対応を急いでいるところです。

このように、地球温暖化の影響と思われる気候変動もあり、今迄では想像がつかないような災害が多発する中で、植えてから50年以上木を育て、森を造ることはこれまでの経験だけでは立ち行かない場面があるかもしれません。先輩方が汗水たらして造った森林を、しっかり後世に引き継いでいきたいと考えています。

高萩市は、春は桜、夏は海、秋は紅葉と、景色がとても素晴らしいところで、冬には隣町の北茨城市を中心とした「あんこう鍋」が有名です。中でも、水を使わずにあん肝と野菜の水分だけで作る「どぶ汁」は濃厚で、一度は食べて頂きたい逸品です。



「日本の渚百選」の高萩市高戸小浜海岸
(正面奥が高戸国有林)



ドローンによる林分調査をする筆者